

鰯ヶ沢町立学校における働き方改革プラン（案）の概要

令和8年度から令和10年度までの3年間

計画の目的

教育の質の向上、教職員の心身の健康保持、生活と仕事の充実、魅力ある職場づくり

数値目標等

教職員を対象に長時間労働の上限方針を定め、業務量の適切な管理等に係る取組みを進めます。

○上限時間の原則

時間外在校等時間

1ヶ月45時間以内 1年間360時間以内

○児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合

時間外在校等時間

1ヶ月100時間未満 1年間720時間未満

教育委員会・学校における取組

○働きやすい環境の整備

教職員の意識改革

- ・学校閉庁日の期間設定
- ・月1日以上「ノー残業デー」の設定

教職員の健康障害の防止

- ・出退勤管理システムを活用した勤務状況の把握による過重労働の防止
- ・ストレスチェックの実施によるメンタルヘルス対策
- ・地域の人材の有効活用
- ・特別支援教育支援員の配置やスクールサポートスタッフ等を活用した事業支援

○成績処理、その他の事務処理の効率化

- ・学校からの届出・調査、報告文書についての必要性などの見直し、検討
- ・押印を含めた様式や様々な事務手続きの簡略化の推進
- ・報告書等送付時のかがみ文書の省略

○外部対応による負担を軽減するための方策

- ・校外の会議・研修の見直し
- ・学校訪問指導に係る負担の軽減
- ・夜間・休日等の緊急連絡体制の整備
- ・学校運営上のトラブルに対応する教職の負担軽減（子どもを取り巻く問題に関し県と連携しスクールロイヤーの活用等）

○部活動による負担を軽減するための方策

- ・「町運動部活動の方針」及び「町文化活動の指針」等を踏まえ、適切な休養日等の定着を図る
- ・指導者の研修機会の確保

学校における取組

○職員間の信頼関係構築

- ・職員同士のコミュニケーションの向上や風通しのよい職場の実現を図る
- ・情報交換や相談できる雰囲気づくりの醸成に努める
- ・ハラスメントを防止し、メンタルヘル스에理解のある職場づくりに努める

○職員間の業務の平準化

- ・業務運営が効率的・効果的にされるよう、校務分掌等の見直しを行う
- ・職員の希望を考慮した校務分掌の割振りを行う

○複数担当制等の工夫

各分掌の主担当・副担当の業務を明確にした共通理解を図る

○弾力的な勤務時間の割振

学校行事や学校行事の準備等で通常の勤務時間外に業務を行わせる必要がある場合、柔軟な勤務時間の割振りを行う

○業務が集中した場合のサポート体制の整備

業務が集中した時期に他の職員が協力する体制づくりを進めるため、情報交換を密に行う